

## 財産管理方法 各制度の比較表

	法定後見制度	任意後見制度	家族信託	生前贈与
<b>1.ご本人の状態と契約開始時期について</b>				
契約時、ご本人の意思判断能力は必要か	× (意思判断できない状態でご家族等が申し立て)	○	○	○
いつから制度を開始できるか	申し立て後、裁判所の許可を経て開始	認知症発症後	元気なうちから	元気なうちから
<b>2.財産管理を任せる相手について</b>				
ご本人の希望する人に財産管理を任せることができるか	△ (できない可能性あり)	○	○	○
任せた人が財産が正しく管理しているかを見張る、第三者の監督人をつけることができるか	△ (裁判所判断でつく場合あり)	○ (必須)	△ (任意)	—
財産管理を複数の人に任せることができるか	×	○ (一人でも複数人でも可)	○ (一人でも複数人でも可)	○ (一人でも複数人でも贈与可)
<b>3.財産管理を任せた人の変更</b>				
財産管理を任せた人を変更することができるか	△ (原則不可)	△ (原則不可)	○	—
財産管理を任せた人に何かあった場合を考慮し、その次に任せる人をあらかじめ決められるか	×	△ (原則不可)	○	—
<b>4.財産管理を任せる人の公的立場</b>				
財産管理を任せた人は、公的な地位を得ることができるか(成年後見登記事項証明書への記載できるか)	○	○	×	×
<b>5.財産の任せ方</b>				
全財産ではなく、財産の一部を分けて任せることができるか	×	○	○	○ (複数人に財産を分けて贈与可)
<b>6.不動産を任せる場合</b>				
自宅の売却に際し裁判所の許可が必要になるか	○	×	×	×
任されている(所有している)ことを「不動産登記簿謄本」に記載できるか	×	×	○	○
<b>7.相続について</b>				

相続税対策として有効な方法か	×	△	△	○
任せた財産の管理だけでなく、相続先もあわせて決められるか	×	×	○	×
<b>8.制度の手続きについて</b>				
手続きにはどの程度の手間がかかるか	多少かかる	かかる	さほどかからない	ほとんどかからない
手続きに裁判所が関与するか	○	○	×	×
<b>9.公正証書について</b>				
契約書を公正証書（公的に認められた証書）として残せるか	—	○	○ （私製契約も可）	○ （私製契約も可）
<b>10.費用について</b>				
初期費用はどれくらいかかるか	それほどかからない	それほどかからない	ある程度かかる	多少かかる
毎月の費用がかかるか	永続的にかかる	永続的にかかる	ほとんどかからない	かからない